

第2節 通信指令

○通信指令室の設置等に関する訓令

(平成10.10.28
鹿児島県警察本部訓令32)

改正 前略…平成26.3訓令6

(趣旨)

第1条 この訓令は、鹿児島県警察の組織に関する訓令（昭和52年鹿児島県警察本部訓令第2号）第14条の2第2項の規定に基づき、通信指令室（以下「指令室」という。）の組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 指令室においては、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 無線通話の統制及び宰領
- (2) 無線局及び受令機に対する指令、手配、通報等
- (3) 無線局からの報告、手配、通報等の受理及び処理
- (4) 110番通報その他の緊急通報の受理及び処理
- (5) 緊急事案発生時における緊急配備の発令その他必要な指令、手配等
- (6) 緊急の措置を要すると認める場合における警察職員並びに警察用車両、警察用船舶及び警察用航空機の運用に係る指示その他の必要な指令等
- (7) 主管課長及び関係所属に対する報告、通報等
- (8) 無線自動車等の運行状況の把握
- (9) 斎報通信の取扱い
- (10) 通信機器、携帯用無線機等の管理及び運用
- (11) 初動的な措置に必要な画像その他の情報の集約
- (12) その他生活安全部地域課長の命ずる事項

本条…一部改正(平成20.4訓令4、21.10訓令23、22.7訓令19)

(通信指令室長)

第3条 指令室に、通信指令室長（以下「室長」という。）を置く。

2 室長には、警視の階級にある警察官をもって充て、警察本部長（以下「本部長」

〔鹿児島警36〕

第3編 生活安全 通信指令室の設置等に関する訓令

という。)が任命する。

3 室長は、命を受け、指令室の業務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(通信指令官)

第4条 指令室に通信指令官(以下「指令官」という。)を置く。

2 指令官には、警部の階級にある警察官をもって充て、本部長が任命する。

3 指令官は、命を受け、交替制勤務ごとの通信指令に関する業務を処理し、部下の職員を指揮監督する。

(通信副指令官)

第5条 指令室に通信副指令官(以下「副指令官」という。)を置く。

2 副指令官には、警部補の階級にある警察官をもって充て、本部長が任命する。

3 副指令官は、命を受け、交替制勤務ごとの通信指令に関する業務の処理について指令官を補佐し、部下の職員を指揮監督する。

本条…追加〔平成22.7訓令19〕

(係)

第6条 指令室に、その所掌事務を分掌処理するため、通信指令係、通信企画係、初動警察強化係及び通信指令システム係(以下「係」という。)を置く。

2 係の分掌事務は、生活安全部地域課長(以下「地域課長」という。)が本部長の承認を得て定める。

本条…一部改正〔平成21.4訓令12〕、旧5条…繰下〔平成22.7訓令19〕

(補佐等)

第7条 指令室に、課長補佐、統括係長その他所要の警察職員を置くことができる。

旧6条…繰下〔平成22.7訓令19〕、全部改正〔平成23.5訓令19〕、一部改正〔平成26.3訓令6〕

附 則

1 この訓令は、平成11年1月1日から施行する。

2 通信指令室の設置に関する訓令(平成6年鹿児島県警察本部訓令第10号)は、廃止する。

附 則 (平成20.4.10訓令4)

この訓令は、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成21.4.7訓令12)

この訓令は、平成21年3月26日から適用する。

附 則 (平成21.10.26訓令23)

③ 2062

・〔鹿児島警36〕

第3編 生活安全 通信指令室の設置等に関する訓令

この訓令は、平成21年10月26日から施行する。

附 則 (平成22.7.28訓令19)

この訓令は、平成22年8月1日から施行する。

附 則 (平成23.5.26訓令19)

1 この訓令は、平成23年6月1日から施行する。

2 この訓令の施行日の前日に主査の職にある警察官は、別に辞令を発せられない限り、施行日付で係長の職を命ぜられたものとする。

附 則 (平成26.3.12訓令6)

この訓令は、平成26年3月12日から施行し、平成26年3月24日から適用する。